

【別表1】

<p>1. 視覚</p>	<p>次に掲げる視力障害</p> <p>① 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの</p> <p>② 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下（※1）のもの</p> <p>③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</p> <p>④ 児童視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</p>
<p>2. 聴覚</p>	<p>両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p>
<p>3. 上肢</p>	<p>次に掲げる上肢障害</p> <p>① 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>② 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>③ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p>
<p>4. 下肢</p>	<p>次に掲げる下肢障害</p> <p>① 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>② 両下肢を足関節以上で欠くもの</p>
<p>5. 体幹</p>	<p>次に掲げる体幹機能障害</p> <p>① 座っていることができない程度の障害を有するもの</p> <p>② 立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p>
<p>6. その他</p>	<p>上記 1～5 に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p>
<p>7. 精神</p>	<p>精神の障害であって、上記 1～6 と同程度以上と認められる程度のもの</p>